

公益財団法人北九州産業学術推進機構
産業用ロボット等の未活用領域への導入実証事業

公益財団法人 北九州産業学術推進機構では、産業用ロボット等導入を検討する中小企業に対し、産業用ロボット導入等の未活用領域における導入実証に向けた費用の一部を補助します。

1 補助対象者

北九州市内に事業所を有する者のうち、次の各号の全てに該当するものとする。

- (1) 資本の額又は出資の総額が3億円未満の会社、又は常時使用する従業員の数が300人以下（ゴム製品製造業の場合は900人以下）の会社であって、製造業に属する事業を営むもの。
- (2) 専門家の指導を受けるなどし、生産性の向上に関する計画を作成し、又は作成を予定しているもの。
- (3) 市税を滞納していないこと。
- (4) 暴力団でないこと、また暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。

2 補助対象事業

産業用ロボットをはじめとした先端設備の導入により生産性向上を図る事業であり、産業用ロボット等の先端設備の未活用領域における導入実証を行う事業とする。

3 補助対象経費及び補助率

補助対象の経費区分	内容	補助率
人件費	ロボットシステムの実証に従事する時間の人件費	対象経費の 2/3以内
外注費	システムインテグレーター企業（Sier 企業）等によるシステム設計、試作・検証費、構築・導入支援費	
物品購入費	ロボット、周辺機器等の購入	
その他	ここに掲げるものの他、理事長が特に必要と認める経費	

4 補助金額及び補助対象期間

補助金額は、1件あたり単年度600万円以内とする。

人件費は、補助金額の100分の20を上限とする。

交付決定の日から当該交付決定の日の属する会計年度の2月末日までとする。

5 申請方法・申請期間（2019年6月3日（月）～7月12日（金）17：30必着）

下記ホームページで公開中です、ご確認ください。

<http://www.ksrp.or.jp/fais/robot/>

問い合わせ先

公益財団法人北九州産業学術推進機構
産学連携統括センター ロボット技術センター
〒808-0138 北九州市若松区ひびきの北8-1
TEL(093)695-3085 FAX(093)695-3525
(担当) 香月、本多、奥竹

